

千葉県立船橋県民の森指定管理者募集要項

千葉県立船橋県民の森の指定管理者を募集します。

1 対象施設の概要

(1) 名称

千葉県立船橋県民の森（以下「船橋県民の森」という。）

(2) 所在地

船橋市大神保町586番2号

(3) 施設の沿革、役割等

船橋県民の森は、昭和53年4月に千葉県における4番目の県民の森として開園し、都市部に近い県民の森として、多くの県民に気軽に自然に親しんでいただき、健康の増進及び青少年の健全な育成を図ることを目的とします。

(4) 施設概要

区域面積 15ha、遊歩道4.7km（別紙参考資料案内図のとおり）

（集いの広場、運動広場、フィールドアスレチック、駐車場、東屋ほか、別紙参考資料施設一覧、備品台帳のとおり）

(5) 開園時間及び休園日等

開園時間は午前9時から午後4時30分まで。また、休園日は12月29日から翌年1月3日までとします。

ただし、特に必要があるときは、知事の承認を受けて変更することができます。

(6) 施設利用者数（別紙参考資料施設利用者数のとおり）

令和元年度	令和2年度	令和3年度
157千人	94千人	102千人

(7) 収支状況

令和元年度～令和3年度の状況

別紙参考資料施設利用料等、収支決算、イベント実施実績のとおり

2 指定管理者の業務の範囲

(1) 施設等の運営に関する業務

- ① 県民の森施設の供用に関する業務
- ② 県民の森施設のうち、利用の承認を受けなければならない施設の利用の承認に関する業務
- ③ 有料施設の利用料金の設定及び收受等に関する業務
- ④ 野外活動に関する助言に関する業務
- ⑤ 自然保護に関する指導助言に関する業務
- ⑥ 利用者へのサービスの提供に関する業務
- ⑦ 利用者の安全確保に関する業務
- ⑧ 県民の森施設区域内における行為の許可に関する業務
- ⑨ 県民の森施設の運営について知事への協議及び報告に関する業務

(2) 施設等の管理に関する業務

- ① 県民の森施設の維持管理に関する業務
- ② 県民の森施設の維持管理について知事への協議及び報告に関する業務

(3) その他の業務

- ① 地域振興及び地域との連携に関する業務
- ② その他、県民の森施設の運営、維持管理上必要な業務。
- ③ 指定期間開始に当たっての前管理者からの引継業務、及び指定期間終了に当たっての次期指定管理者への引継業務。

3 業務の基準

(1) 船橋県民の森の管理運営を行うに当たっては、次の関係法令等の規定を遵守すること。

- ① 地方自治法
- ② 千葉県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例
- ③ 千葉県立県民の森設置管理条例、千葉県立県民の森管理規則
- ④ 労働基準法、最低賃金法及び健康保険法等の労働関係諸法令
- ⑤ その他関連法規

なお、指定管理者が船橋県民の森の利用者に対して行う許可その他の処分には、千葉県行政手続条例（平成7年千葉県条例第48号）が適用されるので留意すること。

(2) 指定管理者は、「指定管理者の業務の範囲」に掲げる業務（以下「指定管理業務」という。）のほか、船橋県民の森の施設内において、「2 指定管理者の業務の範囲」に該当する業務以外の業務であり、使用料・利用料金、参加費以外の費用を利用者等から徴して行う、施設のサービス向上に資する事業（以下「自主事業」という。）を実施することができる。自主事業については事業計画書に実施内容を記載するとともに、必要に応じて行政財産の目的外使用許可を得ること。（別紙参考資料のとおり）

(3) 事業計画書提出後に新たな事業を企画・実施するなど事業計画を変更する場合、実施内容や利用者から徴収する料金等について、事前に県への協議を行うこと。

(4) 船橋県民の森の管理の業務（自主事業を含む）の経理は、指定管理者が実施する他の事業と明確に区分し、収支に関する帳票その他事業に係る記録を整備すること。また、県が必要と認めるときは、その報告や実地調査に誠実に応じること。

(5) 船橋県民の森の指定管理者が作成し、又は取得した文書（船橋県民の森の管理の業務に係るものに限る。以下「管理文書」という。）は、千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号）に規定する行政文書に準ずるものとして適正に管理を行うこと。

なお、指定管理者は、管理文書の分類、保存及び廃棄に関する基準その他管理文書の管理に関し、必要な事項を年度毎に定め、県に報告し了承を得るものとする。（管理開始年度の基準等については、指定管理者になる団体が管理開始日の7日前までに県に報告し了承を得る。）

(6) 指定管理者が保有する管理文書について、知事に対し個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づく個人情報の開示の請求又は千葉県情報公開条例に基づく行政文書の開示の請求があった場合において、知事からこれらの請求に係る管理文書の提出を求められたときは、これに応ずること。

(7) 指定管理者は、船橋県民の森の管理の業務に係る個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」に基づき適正に取り扱うこと。

(8) 指定管理者が行う船橋県民の森の利用者に対する各種の指導については、千葉県行政手

続条例第4章の規定の適用はないが、指定管理者は、これらの指導に当たっては、県の機関に準ずるものとして、同章の趣旨にのっとり適切に行うこと。

- (9) 施設設備及び物品の維持管理を適切に行うこと。
- (10) 省資源や省エネルギーの推進など、「千葉県庁エコオフィスプラン」の趣旨に基づいた環境負荷の低減に係る取組みを実施すること。
- (11) 千葉県立県民の森管理規則（昭和46年7月21日規則第47号）別表第一に規定する施設利用の予約並びに千葉県立県民の森管理業務仕様書2（7）木育体験活動プログラム及び2（8）主催イベント（以下「指定イベント等」という。）の参加申込みについて、令和6年度中にオンラインシステムによる申込み及び利用決定を行うようにすること。
また、利用料金及び指定イベント等の参加費についても、令和6年度中にキャッシュレス決済（オンラインでの決済を含む。）を導入すること。
- (12) 業務の全部を第三者に委託し、又は請け負わないこと。
- (13) 指定管理者が行う業務の詳細については、千葉県立県民の森管理業務仕様書によること。

4 指定の期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日までとします。

ただし、管理を継続することが適当でないと認めるときは指定を取り消すことがあります。

5 応募

(1) 応募資格

法人その他の団体（個人での応募はできません。）又はそのグループであって、次の全ての条件を満たすものとしします。

- ① 会社更生法、民事再生法等による手続をしている団体でないこと。
- ② 法人税、消費税、地方消費税、県税及び市町村税を滞納していないこと。
- ③ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により、本県から入札の参加者資格を取り消されていないこと。
- ④ 平成31年4月1日から申請日までに労働基準監督署から是正勧告を受けていないこと（受けている場合には、必要な措置の実施について労働基準監督署に報告済みであること）
- ⑤ 役員に破産者及び禁固以上の刑に処せられている者がいないこと。
- ⑥ 次に掲げる暴力団排除措置事由に該当しないこと。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定するものをいう。以下同じ。）又はそれらの利益となる活動を行う団体であるとき。
 - イ 役員が暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員若しくはこれに準ずる者（以下「暴力団関係者」という。）であるとき又は暴力団関係者が経営に実質的に関与しているとき。
 - ウ 役員が、自社、自己もしくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団関係者を利用するなどしているとき。
 - エ 役員が、暴力団又は暴力団関係者に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持、運営に協力し、もしくは関与しているとき。

オ 役員が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
カ 役員が、暴力団関係者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしているとき。

- ⑦ 千葉県内に事務所を有するなど、緊急時に迅速かつ適切な対応がとれる体制を整備できること。
- ⑧ 管理開始までに防火管理者（甲種）を配置できること。（グループで応募する場合は、代表者又は構成員となる法人等いずれかから1名配置できること）

(2) グループ応募

船橋県民の森のサービスの向上並びに業務の効率的な実施を図る上で必要な場合は、複数の法人等（以下「グループ」という。）が共同して応募することができます。この場合は、次の事項に留意して申請してください。

- ① グループにより申請をする場合は、グループの名称を設定し、代表となる法人等を選定すること。なお、代表となる法人等以外は、当該グループの構成団体として扱いません。また、代表となる法人等又は構成団体の変更は認めません。
- ② グループ応募については、グループ（共同体）応募届（様式第3号）、グループ（共同体）構成団体業務分担表（様式第4号）、グループ（共同体）協定書（様式第5号）を提出してください。
- ③ グループの構成員は、他のグループの構成員となり、又は単独で申請を行うことはできません。

(3) 複数施設への応募

令和5年度千葉県指定管理者公募施設の複数に応募する場合は、応募施設を全て管理することができる計画で応募してください。

6 提出書類

申請に当たっては、以下の書類を県に提出していただきます。なお、県が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがあります。また、申請書に記載漏れや添付書類の不足等、形式的な不備がある場合は、数日程度の期限を定めて補正を指示することがあるので、速やかに対応してください。

また、申請日以降に（3）⑩の下線部に該当する文書を受けた（報告した）場合は速やかに10（1）の提出先に連絡のうえ、提出をお願いします。

- (1) 指定申請書（千葉県公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則（平成16年千葉県規則第52号）別記様式、押印不要）
- (2) 事業計画書（様式第1号、1号の2～4）
- (3) 関係書類
 - ① 申請の日の属する事業年度の過去直近3か年における貸借対照表、損益計算書、収支決算書その他の団体の財務状況を明らかにする書類
 - ② 申請の日の属する事業年度の前事業年度における事業報告書その他、団体の業務の内容を明らかにする書類
 - ③ 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
 - ④ 法人の登記事項証明書及び印鑑証明書（法人のみ）
 - ⑤ 団体の役員名簿及び役員の履歴書
 - ⑥ 法人税、消費税及び地方消費税、千葉県税、市町村税（本店及び県内事業所にかかるも

の)の各納税証明書(直近1年間)(法人税、消費税及び地方消費税、県税及び市町村税を滞納していないことが確認できるもの)

- ⑦ 労働者災害補償保険に加入していることを証する書類(従業員を雇用していない事業者は除く。)
- ⑧ 障害者雇用状況報告書の写し(今年度公共職業安定所長に提出した、受付印があるもの。ただし、インターネット経由で提出した場合、受付印は不要。)。なお、公共職業安定所長への提出義務のない事業主については、障害者雇用状況報告書(様式第2号)。
- ⑨ 厚生労働省が所管する事業者のための労務管理・安全衛生管理診断サイト「スタートアップ労働条件」のWEB診断結果
- ⑩ 県民の森を含む本県の指定管理施設の運営において本県や関係機関から平成31年4月1日から申請日までに法令違反による行政指導(労働基準監督署からの是正勧告等)又は不利益な行政処分、又は改善指示を文書で受けた場合におけるその文書及び必要な措置の実施を報告した文書(労働基準監督署においては報告済であることを証する書類)
- ⑪ グループによる応募に当たっては、グループ構成員となる全ての法人等の上記関係書類に加え、次の書類を提出してください。
 - ・グループ(共同体)応募届(様式第3号)
 - ・グループ(共同体)構成団体業務分担表(様式第4号)
 - ・グループ(共同体)協定書(様式第5号)

(4) 提出部数

提出部数は、正本1部、副本14部(副本は複写可)、及び正本のデータ一式(PDF型式)とします。

7 管理運営経費等

(1) 管理運営経費

ア 利用料金

船橋県民の森の利用に係る料金は指定管理者の収入とし、管理運営経費に充てるものとします。

イ 千葉県負担

船橋県民の森の管理業務に係る千葉県負担(指定管理料)については、消費税及び特別地方消費税込みの額で、5年間の総額が以下の参考金額以内となるように申請の際の事業計画、収支予算を策定してください。(5年間の総額が参考金額以内であれば、年度別の金額を超える申請も可能です。)

なお、指定管理期間中、指定管理料の積算に影響を及ぼす指定管理業務の変更や、物価水準の大幅な変動等があった場合は、県と指定管理者との協議により指定管理料の額を変更することがあります。

(参考金額) 5年間の総額: 104,500千円(消費税10%)

令和6年度	20,900千円	(〃)
令和7年度	20,900千円	(〃)
令和8年度	20,900千円	(〃)
令和9年度	20,900千円	(〃)
令和10年度	20,900千円	(〃)

ウ 危険負担

上記のほか、指定管理者と千葉県との危険負担は、千葉県立県民の森管理業務仕様書別記4危険負担表のとおりとします。

(2) 指定期間中の施設の大規模修繕・変更予定

現時点で、予定はありません

(3) 運営上の課題

開園から45年経過しており、経年劣化した施設や備品等があります。

8 質問事項の受付

募集要項の内容等に関する質問を次のとおり受け付けます。

- ① 受付期間 令和5年8月7日(月)から令和5年8月25日(金)まで
- ② 受付方法 質問書(様式第6号)に記入の上、FAX又は電子メールで提出してください。

FAX 043-225-7448 E-Mail rin_kennyuu@mz.pref.chiba.lg.jp

9 現地説明会の実施

現地説明会を次により開催します。参加を希望される場合は、法人等の名称及び参加する方の氏名を令和5年8月14日(月)の17時までに連絡してください。希望者がいない場合は説明会を行いません。

- ① 開催日時 令和5年8月17日(木) 午後1時30分から2時間程度
- ② 開催場所 船橋県民の森管理事務所
- ③ 連絡先 千葉県農林水産部森林課県有林班 TEL043-223-2947

10 申請書提出先及び提出期間

- (1) 提出先 千葉県農林水産部森林課県有林班(県庁本庁舎16階)
〒260-8667 千葉市中央区市場町1-1
TEL 043-223-2947
- (2) 提出期間 令和5年9月8日(金)から令和5年9月22日(金)まで(県の休日を除く)の午前9時から午後5時までとします。
※郵送の場合、書留郵便により最終日の午後5時までに必着のこと。
- (3) データの提出について
データ一式(PDF型式)については、電子メールで以下の宛先まで提出してください。
E-Mail rin_kennyuu@mz.pref.chiba.lg.jp
(添付ファイルサイズの上限は約7.2MBのため、超える場合は分割して送付してください。)

11 選定方法

- (1) 提出された提案書類をもとに別表1千葉県立県民の森指定管理者審査基準に沿って、外部有識者等に意見を求めた上で、指定管理者(候補者)選定委員会において候補者を選定します。
- (2) 選定審査において、申請者である法人その他の団体の代表者又は代理の方のプレゼンテーションをお願いします。(時間、場所については申請者に後日連絡します。)
- (3) グループで応募した団体については、選定審査に先立ち、選定委員会において、提出さ

れた書類（上記6、(3)関係書類、様式第3号以下）に基づき、別表2グループ応募に係る団体審査基準に沿って、グループ化の理由、構成団体の業務・責任分担等の審査を行います。

12 申請に要する経費

申請に要する経費等はすべて申請者の負担とします。

13 無効又は失格

以下の事項に該当する場合は、無効又は失格となることがあります。

- ① 申請書の提出方法、提出先、提出期限などが守られなかったとき。
- ② 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- ③ 申請書に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
- ④ 申請書の内容に虚偽があるもの
- ⑤ 本募集要項5（1）応募資格①～⑧のいずれかの条件を欠いたとき。
- ⑥ その他、選定委員会で協議の結果、審査を行うに当たって不適当と認められるもの

14 選定結果

選定委員会で候補者に選定された団体については、令和5年10月下旬頃に千葉県ホームページに掲載します。また、選定結果の詳細については、令和5年11月中旬頃に千葉県ホームページに掲載します。

15 指定管理者の決定及び協定

- (1) 指定管理者は令和5年12月千葉県議会の議決を経て決定（指定）されます。
- (2) 指定後、県と指定管理者の協議に基づき、管理に関する協定を締結します。

16 スケジュール

公募から管理開始までの主なスケジュールは次のとおりです。

令和5年	7月24日（月）	募集要項公表・配布開始
	8月7日（月）	質問事項受付開始
	8月17日（木）	現地説明会
	8月25日（金）	質問事項締切
	9月5日（火）	回答期限
	9月8日（金）	申請書受付開始
	9月22日（金）	申請書提出期限
		※書留郵便による提出の場合は必着
	10月中旬	プレゼンテーション
		外部有識者等からの意見聴取
	10月下旬	選定委員会で候補者の審査・選定、選定団体の公表
		選定結果の公表
	12月	指定管理者の議決
		指定管理者の指定
令和6年	1月～2月	協定書の締結
	3月	管理業務の引継ぎ
令和6年	4月1日	指定管理者による管理開始

17 その他

- (1) 提出書類は必要に応じ複写します。使用は県庁内及び選定委員会等において、選定の検討にあたり県が必要と認めるときに限ります。

- (2) 指定されなかった団体の提出書類は、指定管理者の指定の議決後60日以内に限り、申請者からの請求及び費用負担により原本（正本・副本）を返却します。
- (3) 提出書類(複写物を含む)は情報公開の請求により、千葉県情報公開条例に基づき開示することがあります。
- (4) 「5 応募(1)⑥」に該当するか否かについて、警察本部に照会を行う場合があります。